| | | |
|---|---|---|
| | | 外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）<br>オ　豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）<br>カ～ケ　（略） |
| 養殖水産動物 | | ア～ウ　（略）<br>エ　確認済馬肉骨粉等<br>オ～ク　（略）<br>ケ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横 |

| | | |
|---|---|---|
| | | エ　豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）<br>オ～ク　（略） |
| 養殖水産動物 | | ア～ウ　（略）<br>（新設）<br>エ～キ　（略）<br>ク　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。）<br>コ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたこと | 突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。）<br><br>ケ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたこと |